

25環都環第426号  
平成25年12月6日

## 環境影響評価調査計画書審査意見書

「東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について審査した結果、東京都環境影響評価条例（昭和55年東京都条例第96号）第46条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事  
猪瀬直樹

### 記

#### 第1 対象事業

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称：国土交通省 関東地方整備局

代表者：局長 深澤 淳志

所在地：埼玉県さいたま市中央区新都心2-1

2 対象事業の名称及び種類

名称：東京港 国際海上コンテナターミナル整備事業（Y3）

種類：ふ頭の新設

#### 第2 意見

##### 【大気汚染、騒音・振動共通】

事業区域周辺の交通量は、東京ゲートブリッジの開通等により影響を受けていると考えられることから、自動車交通量等の状況の調査に当たっては、適切な調査地点を設定するとともに、予測及び評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を評価書案において詳

細に記載すること。

#### 【大気汚染】

- 1 事業区域は陸域と水域の境界地域にあることから、大気の状態は熱的に複雑な状況が予想されるため、周辺地域における既存の調査事例等を踏まえて、適切な大気拡散式を用い、大気質濃度の予測・評価を行うこと。
- 2 大気質の予測に当たっては、大気拡散式により年間平均濃度を算出していることから、工事の完了後における船舶等からの大気汚染物質排出量について、最新の知見を反映して予測・評価を行うこと。

#### 【水質汚濁】

水質調査の分析項目について、健康項目を選定していないが、その理由を明らかにするとともに、必要に応じて水質調査の分析項目として検討すること。

#### 【土壌汚染】

土壌汚染の項目を選定しなかった理由について、事業区域の土地改変による浚渫土由来等の土壌汚染の可能性に関する記述が不足していることから、これを明記すること。

### 第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。